

定款の一部変更に関するお知らせ

従来、信用金庫は高度化等業務を営む会社を子会社とすることができませんでしたが、改正信用金庫法が2021年11月22日付で施行され、高度化等業務のうち一定の高度化等業務を営む会社を子会社とすることが可能となりました。

このたび、当金庫では、2022年6月20日開催第82期通常総代会の決議を得て、また、一定の高度化等業務を営む会社を子会社とすることについて当局の認可を受け、2022年6月21日付で定款を一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

京都中央信用金庫 総務部（TEL075-223-8230）またはお取引店までご連絡いただきますようお願いいたします。